

ニックス東居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ニックスが開設するニックス東居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者等に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援にあっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ニックス東居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 広島市東区尾長東二丁目 7 番 28 号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員、常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 利用者の数が 44 またはその端数を増す毎に一人以上。
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室又は利用者の自宅等
- (2) 使用する課題分析票の種類 包括的自立支援プログラム法

- (3) サービス担当者会議の開催場所　事業所のミーティングルーム又は利用者の自宅等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度　　少なくとも1回／月
- (5) モニタリングの結果記録　　少なくとも1回／月

(指定居宅介護支援の提供内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成、実施状況の把握及び必要に応じて計画の変更
- (2) 指定居宅サービス事業者との連絡調整
- (3) 要介護認定の申請に係る援助及びその他の便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の居宅等を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートルにつき30円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市、安芸郡、廿日市市とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する私的居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情及び相談に対する体制)

第11条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者の虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に措置

を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施する。

（身体拘束等の適正化）

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 進退拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 繼続研修 年1回以上
 - (3) その他の研修への参加
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ニックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

附則

- この規程は、平成20年7月1日から施行する。
- この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- この規程は、平成20年12月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年3月26日から施行する。
- この規程は、平成22年6月26日から施行する。
- この規程は、平成22年7月26日から施行する。
- この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- この規程は、平成22年11月1日から施行する。
- この規程は、平成22年12月26日から施行する。
- この規程は、平成23年2月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年6月1日から施行する。
- この規程は、平成23年8月1日から施行する。
- この規程は、平成24年2月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年5月1日から施行する。
- この規程は、平成24年5月16日から施行する。
- この規程は、平成24年8月26日から施行する。
- この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- この規程は、平成24年12月10日から施行する。
- この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 24 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 29 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 9 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 5 月 7 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 13 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 16 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。